

平成 2 2 年

1 1 月 彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 議会 臨時 会  
会 議 録

開会：平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

閉会：平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

会期：1 日

彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 議会

平成 2 2 年 1 1 月 彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 議会 臨時 会 会議 録 目 次

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 (金)

◆ 議事日程	1
◆ 本日の会議に付した事件	1
◆ 会議に出席した議員	1
◆ 会議に欠席した議員	1
◆ 議場に出席した説明員	2
◆ 議事次第	
◇ 会議録署名議員の指名	3
◇ 会期の決定	3
◇ 議案第 1 5 号 上程	3
◇ 質疑	8
◇ 討論	8
◇ 採決	1 0

平成 22 年 1 1 月 彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会会議録

平成 22 年 1 1 月 26 日 (金)

◆ 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 15 号上程

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 15 号

彦根愛知犬上広域行政組合職員との給与に関する条例等の一部  
を改正する条例案

◆ 会議に出席した議員 (16 名)

- |      |       |    |      |       |    |
|------|-------|----|------|-------|----|
| 1 番  | 木村 修  | 議員 | 2 番  | 成宮 祐二 | 議員 |
| 4 番  | 北川 和利 | 議員 | 6 番  | 西澤 伸明 | 議員 |
| 7 番  | 北川 久二 | 議員 | 8 番  | 今村恵美子 | 議員 |
| 9 番  | 小川喜三郎 | 議員 | 10 番 | 田島 茂洋 | 議員 |
| 11 番 | 徳永ひで子 | 議員 | 12 番 | 北村 收  | 議員 |
| 13 番 | 西川 正義 | 議員 | 14 番 | 馬場 和子 | 議員 |
| 15 番 | 夏原嘉一郎 | 議員 | 17 番 | 辰己 保  | 議員 |
| 18 番 | 西澤久仁雄 | 議員 | 19 番 | 伊谷 正昭 | 議員 |

◆ 会議に欠席した議員 (3 名)

- |      |       |    |     |       |    |
|------|-------|----|-----|-------|----|
| 3 番  | 谷川 利治 | 議員 | 5 番 | 赤井 康彦 | 議員 |
| 16 番 | 松本 忠男 | 議員 |     |       |    |

◆会議に出席した事務局職員

事務局長 大塚 敬一                      書記 小椋 恭子  
書記 高橋 大

◆議場に出席した説明員

管理者 獅山 向洋                      副管理者 村西 俊雄  
副管理者 伊藤 定勉                      副管理者 北川 豊昭  
副管理者 松田 一義  
総務課長 馬場 敬人                      建設推進室長 宮本 守  
投棄場場長 藤田 要一

◆議場に欠席した説明員（3名）

副管理者 久保 久良                      会計管理者 山田 茂生  
紫雲苑場長 堀田 正明

◆議事内容

平成22年11月臨時会

午前9時30分

【開会】

議長 皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、臨時議会と  
いうことでお集まりいただきましてありがとうございます。

臨時会の開会に先立ち、管理者より、ごあいさつをお願いします。

管理者 皆さん、おはようございます。それでは、組合議会11月臨時会の開会  
にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様、何かとご多用の中をご出席いただきまして、誠にあり  
がとうございます。

また、議員各位におかれましては、平素から当組合の管理運営に格別  
のご支援とご理解を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の臨時会は、当組合職員の給与に関する条例の一部改正に

つきまして、12月に支給する期末・勤勉手当に関係することをごさいますので、急遽、このような時期に開催させていただいたものでございませぬ。

どうか、よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

#### 午前9時32分 開会

議長 ただいまから、平成22年11月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員は16名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成22年11月臨時会は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

#### 【会議録署名議員の指名】

議長 日程第1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に18番 西澤久仁雄さん、19番 伊谷正昭さんを指名いたします。

#### 【会期の決定】

議長 日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

#### —異議なしの声—

議長 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

#### 【議案第15号上程】

議長 日程第3、議案第15号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管理者 議長。

議長 管理者。

管理者 それでは、議案第15号について説明申し上げます。本年8月の人事勧告に基づきまして、給与に関する条例等の一部改正を行うものでござ

いまして、これは、官民給与格差の解消のためということでございます。主な改正点は、5点ございます。まず第1点目は、中高年齢層を中心に給料表の給料月額引下げをするものでございます。第2点目といたしましては、期末手当および勤勉手当の支給月数の引下げようとするものでございます。それから3点目は、55歳を超える課長相当職以上の職員の給与月額等に関しまして一定の割合を減額するものでございます。それから第4点目でございますが、平成18年度の給料表の改正において現給保障されている額を、引下げようとするものでございます。それから5点目は、平成22年4月から11月までに支給した給与の官民格差相当分を解消するため、特例措置として平成22年12月に支給する期末手当において、この格差相当額を減額する調整をしようとするものでございます、以上の5点でございます。

詳細につきましては、事務局の方から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。

総務課長 はい。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、議案第15号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

条例案によりご説明させていただきますが、別添として条例改正概要書（新旧対照）を添付しておりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

それでは、まず、条例案1ページ、第1条について、概要書は2ページですが、ご説明させていただきます。

条例案第1条に係ります給与条例の改正は、本年12月1日からの施行となるものでございます。改正内容は、まず、期末手当につきましては、条例第22条第2項に規定してありまして、12月に支給する場合、再任用以外の職員の期末手当は、給料等の月額の合計額である期末手当基礎額に、100分の150を乗じて得た額としておりましたが、これを100分の135とするものでございます。また、同条第3項では、再任用職員の期末手当の額を規定してありますが、12月に支給する場合、期末手当基礎額に100分の85を乗じて得た額としておりましたが、これを100分の80とするものでございます。同条第1項および第4項の改正は、今回の条例改正に伴

う文言の整理でございます。また、概要書は3ページとなりますが、勤勉手当につきましては、条例第25条第2項第1号で、再任用以外の職員の勤勉手当について規定しておりまして、勤勉手当は、6月期、12月期ともに、給料等の月額合計額である勤勉手当基礎額に、100分の70を乗じて得た額としておりましたが、これを100分の65とするものでございます。また、同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の額を規定しておりまして、12月に支給する場合、勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額としておりましたが、これを100分の30とするものでございます。次に、条例案1ページ下、条例付則第8項の改正につきまして、概要書は4ページとなりますが、この改正は、当分の間、条例案3ページの表に規定しております職務の級以上に該当する職員、以下「特定職員」と呼びますが、この特定職員について、給与の減額を規定するものでございます。これによりまして、特定職員が55歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給与のうち、条例案2ページの第1号にございます「給料月額」、つづいて第2号「地域手当」、第3号「期末手当」、第4号「勤勉手当」につきまして、1.5%を減額して支給することとなります。また、条例案3ページの第5号でございますが、この規定に該当する特定職員が休職した場合の額について、この5号は規定しているものでございます。次に、付則第9項につきましては、55歳を超える特定職員以外の者が、月の初日以外の日特定職員になった場合の計算等について、規則で定めることとするを規定しているもので、つづいて第10項につきましては、55歳を超える特定職員の1時間あたりの給与額について規定するものでございます。つづいて第11項につきましては、条例第25条第2項第1号に規定する勤勉手当の総額について、55歳を超える特定職員の取り扱いを規定するものでございます。つづきまして、条例案3ページの一番下、別表第1の改正は、改正給料表を4ページから6ページに添付しております。また概要書11ページから最後14ページまでに新旧対照の表を添付しておりますが、別表第1の行政職給料表について改正しようとするものでございます。平均改定率はマイナス0.1%ですが、40歳台以上を中心に、引下げを行うものでございます。

次に、条例案の7ページにお移りいただきまして、第2条につきまして、概要書は7ページとなりますが、ご説明をさせていただきます。

条例案第2条に係ります給与条例の改正は、平成23年4月1日からの施行となるものでございます。

改正内容は、条例第22条第2項では、平成23年4月以降の再任用以外

の職員の期末手当について規定しており、来年6月に支給する場合は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額としておりましたが、これを100分の122.5とし、来年12月に支給する場合は、100分の135を100分の137.5とするものでございます。条例第25条第2項第1号では、平成23年4月以降の再任用以外の職員の勤勉手当について規定するものでございまして、その額は、6月期、12月期ともに、勤勉手当基礎額に100分の67.5を乗じて得た額とするものでございます。同項第2号では、平成23年4月以降の再任用職員の勤勉手当の規定ですが、6月期、12月期ともに、勤勉手当基礎額に100分の32.5を乗じて得た額とするものでございます。付則第11項につきましても、条例第25条第2項第1号に規定する勤勉手当の総額について、55歳を超える特定職員の取扱いを規定するものでございます。

つづきまして、条例案の7ページ中段やや上、第3条について、概要書は8ページですが、ご説明させていただきます。

条例案第3条に係ります給与条例の改正は、本年12月1日からの施行となるものでございます。

改正内容は、給料の現給保障額の引下げに係る規定でございます。平成17年度の給与体系の大幅な見直しの中で、新たな給料表に切り替えましたが、この切り替えで、それまでの給料月額に達しないこととなる職員については、いわゆる現給保障という形で、本来の給料月額に、その差額に相当する額を加えて給料として支給されております。この現給保障について、平成21年度の給料表減額改定により減額対象となった職員には、本来の給料月額に、その差額の100分の99.76を加えて給料月額としておりましたが、付則第7項第1号および第2号において、今回の改正では、その率が引下げられ、平成21年度から減額改定対象である職員については、本来の給料月額に、その差額の100分の99.59を加えた額を給料月額とし、また減額改定対象職員以外の職員についても、本来の給料月額に、差額の100分の99.83を加えた額を、給料月額とすることを規定するものでございます。つづきまして、条例案の7ページ中段やや下、付則第1項につきましても、概要書では8ページ下以降になりますが、本改正条例の施行日を本年12月1日とするものでございます。12月期の期末手当等に係る債権は、基準日であります12月1日に発生しますことから、11月末日までに本改正条例を公布したいと考えております。なお、ただし書については、第2条の施行日に係る規定でございまして、平成23年度からの改正規定として、施行日を平成23年4月1日とするものでございます。次に、付



則第2項は、本年4月から11月までに、既に職員に支給されている給料等と民間との格差分について、特例措置といたしまして、本年12月期の期末手当で調整を図る規定でございます。本年12月期の期末手当につきましては、本改正条例第1条の規定による改正後の彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、これらの規定によりまして期末手当の基準額から、同項の第1号および第2号の額の合計額を調整額として減じた額とし、この調整額が基準額以上になるときは、期末手当を支給しないことを規定しております。8ページの同項第1号の表には、行政職給料表の職務の級および号級が記載されていますが、これは、それぞれの給料表で今回の減額改定対象とならない、いわゆる若年層が該当するところで、本年4月1日現在で、この表に該当する職員以外は、減額改定対象職員となります。減額改定対象職員については、本年4月の給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当および住居手当の月額合計に100分の0.28を乗じた額に、4月から11月までの8箇月の月数を乗じて得た額が、この第1号における調整額となるものでございます。なお、この号には、いくつかの括弧書がありますが、これは臨時的任用職員を対象外とすることや、4月2日から12月1日までの間で、途中で減額改定対象職員になった場合等を規定するものでございます。つづきまして、8ページの同項第2号でございますが、減額改定対象職員に支給された6月期の期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額が調整額となることを規定するものでございます。従いまして、減額改定対象職員の本年12月期の期末手当の額は、本改正条例案第1条の規定による基準額から、今ほど申し上げました付則第2項第1号および第2号に規定する調整額の総額を減じた額となるものでございます。次に、付則第3項につきましては、改正条例施行日前において、既に55歳に達している職員について、本改正条例の読替えを規定するものでございます。次に、9ページ、付則第4項につきましては、本改正条例の施行に関し、必要な事項について規則へ委任することを定めるものでございます。

なお、本条例の改正に伴いまして、給与が減額されて支給される職員に対する「当組合職員の育児休業等に関する条例」および「当組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」への規定の適用に関しましては、「当組合職員の育児休業等に関する条例」および「当組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」は、彦根市の例によるとされておりまして、彦根市において施行日前までに同様に改正を予定されておりますことから、当組合においては直接の改正は行っておりません。

以上、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例案につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく  
お願いいたします。

議長 これより、質疑を行います。  
ただいま事前通告はありませんが、質疑はありますか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第 15 号に対する質疑を終結いたしま  
す。

これより討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、8 番。反対討論。

議長 8 番。

今村議員 それでは、議案 15 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する  
条例等の一部を改正する条例案」につきまして、反対討論を行います。

日本国憲法は、個人の尊重と生命、自由、幸福追求の権利の実現のため  
に労働者の権利に関しては、憲法第 27 条第 1 項で、すべて国民は、勤  
労の権利を有し義務を負うと国民の勤労権を明記しています。これは、  
労働者が人間の尊厳をもって働けば、労働意欲や、また能力が増し、大  
きく社会に還元するという理念のもとに作られております。

しかし、昨今の雇用状況を見ますと非正規労働者が労働者の中の 3 人  
に 1 人、また若い若年層におきましては、2 人に 1 人が非正規労働者、  
ワーキングプアといわれる働く貧困層、年収 200 万円の労働者が、もう  
すでに 1,000 万人を超え、また今年は大學生の就職も内定率がいまだに  
5 割をとという状況で、学校は出たけど就職できない失業者になる、こう  
いった雇用状況が、現実の状況としてあります。

この日本の経済は、皆さんもご承知のように 1990 年以降、約 20 年間  
にわたり国民総生産 GDP は、ほぼ横ばいということで停滞できています。  
この停滞の中で国民生活は雇用環境の悪化や個人所得の減少が、家庭消  
費を冷え込ませ、内需の停滞を招き、デフレ経済に陥っています。とこ  
ろが、菅政権は、新成長戦略を発表しましたが、小泉構造改革以来進め  
てきた、こういった路線と同様にグローバル大企業のリストラを容認し、  
さらなる法人税の減税や国民負担増の消費税計画を行っています。

しかし、日本経済の再生に必要なことは、国民が安心して暮らしてい  
ける経済を作ることが、何よりも大切です。つまり、輸出競争力一辺倒  
で国民に負担を強いる路線から直接的に国民生活の安定化を図る路線へ

の切替えが必要だと思えます。国民のふところを温め、消費拡大を進めることで内需型中小企業も潤い、地域経済循環も進むわけです。そのためには、大企業の内部留保と利益を社会に還元させ、雇用と中小企業の安定を図らなくてはなりません。大企業の内部留保は、もうすでに 280 兆円を超えています。これは、国の年間一般会計予算の約 3 倍また、国民総生産 GDP の 5 割強という巨額のお金です。全国 420 万社といわれる企業の中のわずか 0.1 パーセントにも満たない大企業がそのお金を、使うところがなくてそのままになっているわけです。

こういった中で、今回 2 年連続のマイナス人事勧告は、財界、政府の狙う公務員総人件費 2 割削減を後押しし、民間準拠を口実に 56 歳以上の生活実態を無視した年齢差別による不法、不当な賃金削減で到底容認できません。また同時に今回のマイナス勧告による民間労働者への影響は深刻です。内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるものです。当組合職員のこの冬の期末勤勉手当、一時金の総カット分、減額分は約 110 万円だとお聞きしました。職員一人当たりで換算しますと平均 8 万円の削減です。わたしは、家庭を預かる主婦の立場ですが、そういう立場から言えば、冬のボーナスでいろいろな買い物の予定、家電の買い替えや正月用品、また服の新調いろいろなことを計画されておりますけれども、こういったものも予定より 8 万円も少なくなれば節約するか我慢するしかありません。そうなる買い控えにより消費が落ち込み、物が売れない、物価が下がる中小企業は倒産し大企業はさらなるリストラをしてデフレスパイラルが今後ますます進行していく、そして国民生活はますます苦しくなっていく、このような生活破壊につながる不当な政府の人勧に沿った給与削減に賛成することはできません。

今回の人事勧告による、このような給与削減ではなく公務員労働者の給与をしっかりと、国または、この地方公共団体が確保していくことで、本来の国民の労働者の生活権を守り、日本の経済を進展するその一番の役割を担えると思えます。そういった観点を指摘いたしまして、わたしは、今回のこの条例改正案には反対といたします。以上です。

議長 他に、討論はありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

それでは、議案第 15 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 多数—

議長　　ご着席願います。起立多数であります。よって、議案第 15 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今臨時会に付議されました議案は、全て議了いたしました。これをもって、平成 22 年 11 月彦根愛知犬上広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

午前 9 時 57 分　閉会